

2023 年度 とちぎ食品輸出商談会(アメリカ)

栃木県はジェトロ栃木貿易情報センターに委託してアメリカから食品バイヤーを招聘します。商談や商品評価のヒアリングに御関心のある事業者は、ぜひこの機会にお申込みください。

- 日 時：2024年2月16日(金) ※時間等詳細は追ってご連絡いたします。
- 実施形式：下記①②の形式で行います。いずれの形式を御希望されるかをお申込み時にお伺いします。
 - ① **バイヤーが本社または製造工場を訪問の上、視察及び商談を実施。**
 - ※1社・団体につき60～90分程度となる想定。
 - ※商品の魅力だけでなく、事業者の歴史や思い等をバイヤーに理解していただき購買につなげることを目的に実施するものです。
 - ② **バイヤーが商品を確認の上、評価コメントをフィードバック**
 - ※事前にサンプルをご提供いただきジェトロがバイヤーに評価コメントを聞き取りする予定であり、事業者は同席いただけません。ただし、実施内容につきバイヤーと調整中のため、実施できないことや内容が変更となる可能性があります。
- 場 所：実施形式①参加事業者の事業所（本社または製造工場） ※実施形式②は会場集合等無し
- 対 象：栃木県内に事業所を有する事業者(生産者、生産者団体等を含む)、
栃木県産農産物等を原料として使用している食品関連事業者等
※実施形式②は北関東輸出促進協議会との連携事業として実施するため、群馬県又は茨城県内に事業所を有する事業者等、群馬県又は茨城県産農産物等を原料として使用している食品関連事業者等も応募いただけますが、栃木県内の事業者の申込を優先的に受け付けます。
- 対象商品：農水産物・食品全般(1社・団体あたり最大3品目)
※お申込みいただいても、現地規制・賞味期限等により取扱が難しい可能性がございます。
- 参加費：無料 ※サンプル費等は各社でご負担ください。
- 参加条件：別記 ◆◇応募条件◆◇ のすべてを満たしていること。
- 参加バイヤー：yamibuy(<https://www.yamibuy.com/en>) ※詳細は下記参照

2013年設立。日本や韓国、中国などの商品を、北米のアジア系の顧客を中心に販売するEコマース企業。米国を中心にユーザーは約200万人。移民や留学生の増加に加え、アジアカルチャーの人気を受け、アジア製品専門ECサイトとして米国最大規模に成長している。

- バイヤー情報：特に「お菓子」「飲料」「インスタント食品」に御関心あり
- 申込締切：**2024年1月31日(水) 17:00 <厳守>**
- 定 員：実施形式①2～3社・団体程度、実施形式②5～6社・団体程度
※実施内容につきバイヤーと調整中のため、変更となる可能性があります。
- 申込方法：**下記STEP1～2の完了をもって申込完了となります。**
 - 【STEP1】申込URLから参加登録 ⇒ <https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0063515W>
 - 【STEP2】Japan Street 未登録事業者のみ申込完了メールに添付の商品情報シートを記入の上、ジェトロ栃木へ提出。

【重要】出品前にご確認ください！ <米国食品安全強化法(FSMA)について>

アメリカでは、2011年1月4日、食品安全強化法(Food Safety Modernization Act、以下FSMA)が制定され、具体的内容を定めた詳細規則が順次公表されてきました。FSMAは、米国内に流通する輸入食品にも適用されるため、米国向けに輸出する日本の食品関連事業者にも対応が迫られています

- ◆ジェトロ 米国食品安全強化法(FSMA)に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/

- ◆ジェトロ 米国食品安全強化法(FSMA)概要

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/basic.html

◆◇申し込み～商談までの流れ◆◇

1. 事業者によるお申込み（1月31日（水）17時締切）
2. バイヤーによる書類審査結果、商談スケジュール決定のご連絡（2月7日（水）目安）
3. 商談当日（2月16日（金）9時～17時 目安）

◆◇応募条件◆◇ 次に掲げる条件をすべて満たしている必要があります。

1. 実施形式①は、下記（ア）（イ）のいずれかに、実施形式②は、下記（ウ）（エ）のいずれかに該当すること
（ア）栃木県内に事業所を有する事業者（生産者、生産者団体等を含む）
（イ）栃木県産農産物等を原料として使用している食品関連事業者等
（ウ）栃木県・群馬県・茨城県内に事業所を有する事業者（生産者、生産者団体等を含む）
（エ）栃木県・群馬県・茨城県産農産物等を使用した食品を取り扱う食品関連事業者等（左記商品を商談対象としてください）
2. 日本産農産物・食品、日本産原材料を使用した加工品、日本国内で生産された他国産原材料を使用した加工品であり且つ当商談会の対象国・地域の輸入規制等に適合し輸出可能な商品であること。
3. 商談において、価格、商流、物流、決済方法等を含む取引条件を事前に検討し、価格表を含む商品説明資料等を作成し、具体的なビジネスの提案を行うことができる事業者であること。
4. サンプル準備にかかる費用等が参加者負担となることに同意していること。
5. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
6. ジェトロ栃木・栃木県が商談成果の把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご協力いただけること。（アンケートについては、原則として商談後に実施し、その後もフォローアップを行う可能性があります。）

◆◇お申し込みに際しての注意事項◆◇ ※必ず事前にご一読ください。

1. 申込締切日までにお申し込み手続きが完了していない（書類不備等を含む）場合は、原則としてお申し込みをお受けすることができません。
2. 申込事業者数が定員に達した場合はお申込みを終了とさせていただきます。
3. 商談時間については、確定次第別途ご連絡します。なお、商談スケジュール確定後の時間変更およびキャンセル等のご遠慮いただいております。
4. バイヤーによる書類審査の結果、商談に至らなかった際の理由等の開示はいたしかねます。
5. 商談会当日は、海外バイヤーに対して価格を含めた条件を提示の上、交渉・意思決定が出来る方がご参加ください。
6. 英語または現地語の商談用資料（会社概要、商品カタログ、価格表等）については、ジェトロやバイヤーからの要求があった場合には速やかに提出できるようご準備ください。また、商品の賞味期限や、レシピ・食べ方の説明、調理例の写真、原材料および商品に含まれる成分・添加物等についても、バイヤーから質問が出るケースが多いため、併せてご準備ください。
※商談決定の前後で、パンフレットや海外向け価格表等、バイヤー希望に応じて追加情報を提出いただく場合もあります。
7. 参加募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合は、参加ができなくなるケースがありますので、ご注意ください。
8. 商談会は事前に設定されたスケジュールに従い運営します。バイヤーに定期的かつ適度な休憩を取っていただく必要があるため、参加事業者は商談の開始および終了時刻を遵守いただきます。

9. 動植物検疫や食品添加物等の現地の輸入規制等により、商品によっては日本からの輸出が困難な場合があります。お申し込みにあたっては、以下のウェブサイト等で規制情報をご参照いただき、商談希望相手の国・地域への輸出条件等を事前に確認してください。
 - ・ジェトロ 農林水産物・食品の輸出支援ポータル <https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>
10. 実際の商談や取引契約は、各事業者の判断と責任の下で行っていただきます。万が一、事業者が損や不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。
11. 参加決定後、相応の理由なしにキャンセルされた場合や、各種アンケートやヒアリング等に協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業への参加をお断りすることがあります。
12. 本商談会に関するプレスリリースにおいて、参加事業者名や出品物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
13. 商談会当日は感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある方は本商談会に参加させないでください。万一、感染症の疑いのある方が本商談会に参加したことが判明した場合には、直ちにジェトロに報告してください。

<免責規程>

- (1) 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、または全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは参加申し込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、サンプル準備等に係る費用その他の経費・損害をジェトロが補填することは致しかねます。
- (2) 商談会期中およびその前後を通じて発生したいかなる損害についても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。
- (3) ご提供頂いた個人情報は、事業実施のため、バイヤー等の事業関係者に提供する場合があります。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う措置等により本事業の開催が難しくなった場合、ジェトロは一部内容を変更・中止する可能性があります。その際上記免責規程(1)のとおり、出品者が負担した経費をジェトロが補填することはできかねます。

◆◇お問合せ先◆◇

ジェトロ栃木貿易情報センター 担当：大島、溝田

TEL:028-670-2366 E-Mail:TCG@jetro.go.jp

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

※本事業は栃木県がジェトロ栃木貿易情報センターに委託し実施しています。

運営（事業受託者）：ジェトロ栃木貿易情報センター、事業実施者：栃木県

（ジェトロ栃木貿易情報センター）ご記入いただいた個人情報保護については、ジェトロ個人情報保護方針

（<http://www.jetro.go.jp/privacy/>）に基づき、適正に管理運用させていただきます。

<個人情報の共同利用について> 本申し込みにおいてご提供いただく個人情報を以下の範囲内で共同利用します。

- (1) 共同利用する個人情報の項目：お申込み内容、ご所属、お肩書、ご氏名、連絡先
- (2) 共同利用者：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）、栃木県
- (3) 共同利用者における利用目的：今後サービスを案内するため、事業運営のため、今後の事業検討のため
- (4) 共同利用について責任を有する者：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）、栃木県